

経済要録

国 内

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、1月16日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、1月17日に公表したほか、12月18日、19日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを1月21日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成14年1月16日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を、以下のとおりとすること

を決定した（賛成多数）。

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「適格担保取扱基本要領」、「国債売買基本要領」、「手形買入における買入対象先選定基本要領」の一部改正を決定

日本銀行は、1月16日、政策委員会・金融政策決定会合において、「適格担保取扱基本要領」、「国債売買基本要領」、「手形買入における買入対象先選定基本要領」の一部改正を決定し、以下のとおり公表した。

平成14年1月15・16日
日本銀行政策委員会

「適格担保取扱基本要領」の一部改正に関する件

本委員会は、平成14年1月15・16日の金融政策決定会合において、金融市场調節手段の拡充を図る観点から、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日決定)を別紙のとおり一部改正することを決定した。この決定は、平成13年12月19日の金融政策決定会合で決定のう

え対外公表を行った「金融市場調節方針の変更等について」において示した方針に基づくものである。

市場情報の有効利用を図ることとする。

- 別表 1 を横線のとおり改める。

別紙

別表 1

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

担保の種類および担保価格

- 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務（社債、手形（資産担保コマーシャル・ペーパー以外のコマーシャル・ペーパーを含む。）および証書貸付債権をいう。以下同じ。）およびならびに資産担保債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの信用度判断における公開情報の利用等、

1. 略（不变）
14.

（特則）

1. から 9. までに掲げる 残存元本額の 85%
もののうち、パス・ス
ルー債等、元本の分割償
還が行われることがある
債券

- 別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債 社債	略（不变）
資産担保債券	<p>(1) から (3) までをいずれも満たしている公募債であること。</p> <p>(1) 特定資産の信用度等 特定資産（それから生ずる金銭等が資産担保債券の元利金支払いの原資となる特定の資産をいう。本項において以下同じ。）から生ずる金銭等が、特定資産の信用度またはこれを補完する措置に照らして、資産担保債券の元利金支払いに十分であると認められること。</p> <p>(2) 資産担保債券の仕組み 資産担保債券の仕組みが、次のイ、からハ、までに掲げる要件その他の要件に照らして、適当と認められること。</p> <p>イ、真正売買性等 特定資産がその原保有者から資産担保債券の発行会社（本項において以下「発行会社」という。）等に譲渡される場合には、原保有者について破産その他の倒産手続が開始されたときにおいても当該資産担保債券の元利金支払いに支障が生ずることがないよう、有効かつ確実に譲渡さ</p>

	れていると認められること。
	以下略（不变）
外国政府債券 国際金融機関債券	略（不变）
手形（コマーシャル・ペーパーを含む）	<p>資産 担保 コマ ーシ ヤ ル・ ペー パー 以外</p> <p>(1) および(2)を満たしていること。 (1) 債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。 (2) 残存期間が1年以内のものであること。</p>
	<p>資産 担保 コマ ーシ ヤ ル・ ペー パー</p> <p>(1) から(4)までをいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 特定資産の信用度等 <u>特定資産（それから生ずる金銭等が資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「A B C P」という。）の償還の原資となる特定の資産をいう。本項において以下同じ。）から生ずる金銭等が、特定資産の信用度またはこれを補完する措置に照らして、A B C Pの償還に十分であると認められること。</u></p> <p>(2) A B C Pの仕組み <u>A B C Pの仕組みが、次のイ、からハ、までに掲げる要件その他の要件に照らして、適當と認められること。</u></p> <p>イ、真正売買性等 <u>特定資産がその原保有者からA B C Pの発行会社（本項において以下「発行会社」という。）等に譲渡される場合には、原保有者について破産その他の倒産手続が開始されたときにおいても当該A B C Pの償還に支障が生ずることがないよう、有効かつ確実に譲渡されていると認められること。</u></p> <p>ロ、倒産隔離性 <u>特定資産の原保有者等による発行会社に対する破産申立の制限その他の発行会社の倒産または解散を回避するために必要な措置が講じられていると認められること。</u></p> <p>ハ、特定資産から生ずる金銭の取立に関する措置 <u>特定資産から生ずる金銭の取立に関する業務を発行会社以外の者が行う場合には、その者について破産その他の倒産手続が開始されることにより当該業務が行い得ないときにおいても当該A B C Pの償還に支障が生ずることがないよう、必要な措置が講じられていると認められること。</u></p> <p>(3) A B C Pの格付 <u>適格格付機関からa-1格相当の格付を取得していること。</u></p> <p>(4) 残存期間 <u>残存期間が1年以内のものであること。</u></p>
証書貸付債権	略（不变）
(特則)	上に担保の種類として掲げたもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券については、各々の担保種類の適格基準に定める基準のほか、発行後5年以内のものであること。

(附則) この一部改正は、平成14年3月15日までの総裁が別に定める日から実施する。

平成 14 年 1 月 15・16 日
日本銀行政策委員会

ら実施する。

別紙 2

「国債売買基本要領」の一部改正に関する件

本委員会は、平成 14 年 1 月 15・16 日の金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、国債売買における売買対象を、利付国債であって、発行後 1 年以内のもののうち発行年限別の直近発行 2 銘柄を除くものに変更することとし、そのため下記の諸措置を講ずることを決定した。

記

1. 「国債売買基本要領」（平成 11 年 3 月 25 日決定）を別紙 1. のとおり一部改正すること。

別紙 1

「国債売買基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 売買対象

利付国債（発行後 1 年以内のもののうち発行年限別の直近発行 2 銘柄を除く。）とする。

(附則)

この一部改正は、平成 14 年 1 月 17 日か

「日本銀行業務方法書」中一部変更

○ 第十三条第二号を横線のとおり改める。

二 売買の対象となる債券の種類

売買の対象となる債券は、利付国債（発行後一年以内の利付国債のうち発行年限別の直近発行 2 銘柄を除く。）とする。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成十四年一月十七日から実施する。

平成 14 年 1 月 15・16 日
日本銀行政策委員会

「手形買入における買入対象先選定基本要領」の一部改正に関する件

本委員会は、平成 14 年 1 月 15・16 日の金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、「手形買入における買入対象先選定基本要領」（平成 12 年 4 月 27 日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定した。

別紙

「手形買入における買入対象先選定基本要領」中一部改正

○ 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 手形買入（本店買入）

イ、
△、
二、

ホ、手形買入（全店買入）の買入対象先であること

ホ、イ、から二ホ、までに掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が手形買入（本店買入）の円滑な実施のために適当と認める買入対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して買入対象先を選定する。

(イ) 手形買入（本店買入）における落札実績

(ロ) 手形買入（全店買入）における落札実績

(ハ) 適格担保の差入実績

○ 2. (4) を横線のとおり改める。

(4) 手形買入（全店買入）

イ、
△、
二、

二、新たに買入対象先となることを希望する先については、適格担保の差入実績が、手形買入（全店買入）への積極的な応札を確保するため本行が必要と認める金額以上で

あること

以下略（不变）

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先の選定頻度

(1) 買入対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) 手形買入（全店買入）については、(1)に加えて、買入対象先を追加する選定を随時実施することができる。

(附則)

(1) この一部改正は、平成14年2月1日から実施する。

(2) 改正後のこの基本要領3. (1)に基づく初回の手形買入（全店買入）の買入対象先の見直しは、「補完貸付制度基本要領」（平成13年2月28日付政委第22号別紙1.）2. (2)に定める貸付先の承認の更新にあわせて実施する。

◆政府、「構造改革と経済財政の中期展望」を閣議決定

政府は、1月25日、「構造改革と経済財政の中期展望」を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

「構造改革と経済財政の中期展望」の骨格

◎特に集中調整期間＝2002～2003年度→デフレの克服を目指す。民間需要・雇用の拡大に力点を置いた構造改革

1) デフレ阻止と不良債権処理の促進に向けた強力かつ総合的な取組み

- ・都市再生、不動産市場の改革等を通じ、地価の下落に歯止め
- ・日本銀行は「改革と展望」を踏まえつつ適時適切な金融政策
- ・将来の物価問題に関する市場の判断の把握に寄与する物価連動債等の検討
- ・不良債権問題は遅くとも3年後には正常化（金融仲介機能の回復、過剰債務の削減→消費・投資の拡大）

景気は厳しいながらも2002年度後半には民需中心の回復に向けて動き出す（2003年度はプラスの成長）

集中調整期間の終盤にはデフレも克服され、物価上昇率はプラスに

2) 民間需要・雇用の拡大に向けた構造改革の推進

- ・民間需要・雇用の創出効果の高い歳出への重点化、規制改革
- ・財政健全化に向けた動き→消費の拡大

3) デフレ・スパイラルの阻止

- ・当面、「緊急対応プログラム」を推進
- ・財政の自動安定化機能に配意。デフレ・スパイラルが懸念されるなど景気が極めて厳しい状況の下では柔軟かつ大胆な政策運営

◎全期間を通じ＝2002～2006年度→民間需要主導の着実な成長を実現する。構造改革の効果は加速的に現れる。

1) 人材大国の実現

- ・国際競争力のある大学の実現に向けた改革
- ・自ら考え創造する力を持った人材の育成、初等中等教育の多様化、活性化

<「人」を何より重視する社会>
・「人」が能力と個性を磨き發揮
・「人」が活躍できる仕組み
・「人」を育む社会環境、自然環境

2) 再挑戦が可能な社会、頑張りがいのある社会システムの構築、世界の中での活躍

- ・一人一人が自由な選択と自己責任の下で何度も挑戦できる社会を実現
- ・貯蓄優遇から投資優遇など税制を含む諸制度の在り方を検討
- ・今後5年で創業の倍増を目指し、環境整備を進める
- ・規制改革等により多様な就労形態を実現、労働力需給のミスマッチを縮小
- ・グローバル化の進展を前提に大学改革や規制改革など制度全般の見直しを進め、国民が世界の中で活躍し、貢献する

3) 生涯現役社会、男女共同参画社会の構築

- ・高齢化は社会の活力を失わせるものではない。生涯現役でいられる社会、例えば、70歳を超えても多様な形態で働く「活力ある高齢社会」を実現
- ・子育て支援、女性が働くことが不利にならない制度の

<民間需要主導の着実な成長>
・2004年度以降、実質1.5%以上
名目2.5%以上
・雇用、高齢化、地域経済等の課題にも積極的に挑戦

構築などにより男女共同参画社会を実現

4) 新たな成長のエンジンの本格的な始動。空洞化の阻止

- ・高齢化や環境問題は我が国にとって課題であると同時に新たな成長の契機でもある。高齢化社会対応システム、循環型経済社会対応システムを創造し、世界にも提供する
- ・住宅市場の改革等の制度改革により質の高い住宅ストックを整備
- ・東アジア等は競争相手であると同時に有望な市場。これら諸国と連携を深めつつ、貿易や投資を通じて共に発展する
- ・科学技術創造立国、世界最先端のIT国家の実現
- ・成長や発展は絶え間のない新陳代謝によって生み出される
環境変化に機敏かつ柔軟に対応できる企業システムを構築する
- ・人的資本の蓄積や技術力の強化等により、空洞化を防ぎ地域経済を活性化

5) 簡素で効率的な政府の実現

- ・「民間でできることは民間で」、「地方でできることは地方で」を基本
- ・財政構造改革を推進することにより、歳出の質を改善し、歳出を抑制
- ・受益と負担の関係について引き続き検討
- ・21世紀にふさわしい税制にむけた幅広い検討

<効率的で持続可能な財政>
 ・政府の大きさは現在の水準を上回らない程度とすることを目指す
 ・2010年代初頭にプライマリー・バランスの黒字化が見込まれる

6) 個性ある地域社会の実現

- ・それぞれの地域の多様な発展なくして国の発展はあり得ない
- ・地方の行財政構造改革を推進することなどにより、地方が「自助と自律の精神」のもと、人材、自然、歴史、文化などの多様な資源を活かし、個性ある地域社会を実現する

7) 循環型経済社会など環境問題への取組み

- ・循環型経済社会の構築、ゴミゼロと脱温暖化の社会づくり、自然との共生など環境問題への総合的な対応→安心で活気と魅力に満ちた生活環境を創造し、美しい日本を形成
- ・循環型経済社会に向けた対応により新たなビジネスモデルを構築

◆日本銀行、「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について」を公表

日本銀行は、1月25日、「日銀ネットのネット

ワークインフラの高度化について」を公表した（その全文は、『日本銀行調査月報』2002年2月号、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載）。

◆現行金利一覧

(14年2月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.10	13. 9. 19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28 (1.500)
長期プライムレート	2.20	14. 2. 8 (2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期
は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(14年2月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り (%)	1.378	1.315
	表面利率 (%)	1.5	1.4
	発行価格 (円)	101.07	100.75
政府短期証券	(14年2月12日発行分～)		(14年2月4日発行分～)
	応募者利回り (%)	0.0020	0.0019
政府保証債 (10年)	発行価格 (円)	99.9995	99.9995
	応募者利回り (%)	1.500	1.405
	表面利率 (%)	1.5	1.4
公募地方債 (10年)	発行価格 (円)	100.00	99.95
	応募者利回り (%)	1.505	1.411
	表面利率 (%)	1.5	1.4
利付金融債 (5年物)	発行価格 (円)	99.95	99.90
	応募者利回り (%)	1.300	1.100
	表面利率 (%)	1.30	1.10
割引金融債	発行価格 (円)	100.00	100.00
	応募者利回り (%)	0.150	0.100
	同税引後 (%)	0.130	0.090
	割引率 (%)	0.14	0.09
	発行価格 (円)	99.85	99.90

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。